

道場・団体登録制度について

2025.7

道場・団体登録制度とは

全日本空手道連盟規約第7条に基づき、道場及び団体登録にあたって条件と所定の形式の必要事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること、併せて**所属の明確化を図ることを目的とする**

規約第7条(現行)	改訂案
1「全日本空手道連盟」の名称を使用できる団体は、第4条及び第5条に規定する団体とする。	1「全日本空手道連盟」の名称を使用できる団体は、第4条及び第5条に規定する団体と、 「全日本空手道連盟道場及び団体登録」を承認された団体とする。
4 加盟団体及び協力団体の下部組織は、「公益財団法人全日本空手道連盟」及び「全日本空手道連盟」の名称を使用することができない。	4 加盟団体及び協力団体の下部組織 において「全日本空手道連盟道場及び団体登録」が承認されていない団体は 公益財団法人全日本空手道連盟」及び「全日本空手道連盟」の名称を使用することができない。

制度策定に至った背景

昨年11月に発生した小学生が空手の大会で背後から後頭部を蹴られる危険行為がSNSで投稿される出来事がありました。

全空連としては、直ちにHPを通じて、全空連の加盟団体で開催された大会ではないことを発信いたしました。

しかしながら、複数件の問い合わせが全空連に対しても事実としてありました。

この機会を通じて、以下の課題を認識しました。

- ① 一般の方(これから空手を始めたいと思っている方)にとって、全空連の所属であるかの判別がしにくい
- ② 道場が全空連の所属であることを発信できる仕組みがない

「登録」とは

全日本空手道連盟が定める登録条件を満たしていると認められる道場及び団体を、登録道場及び登録団体として承認する。1団体あたりの年間登録料は、10,000円とする。なお、登録は任意とする。

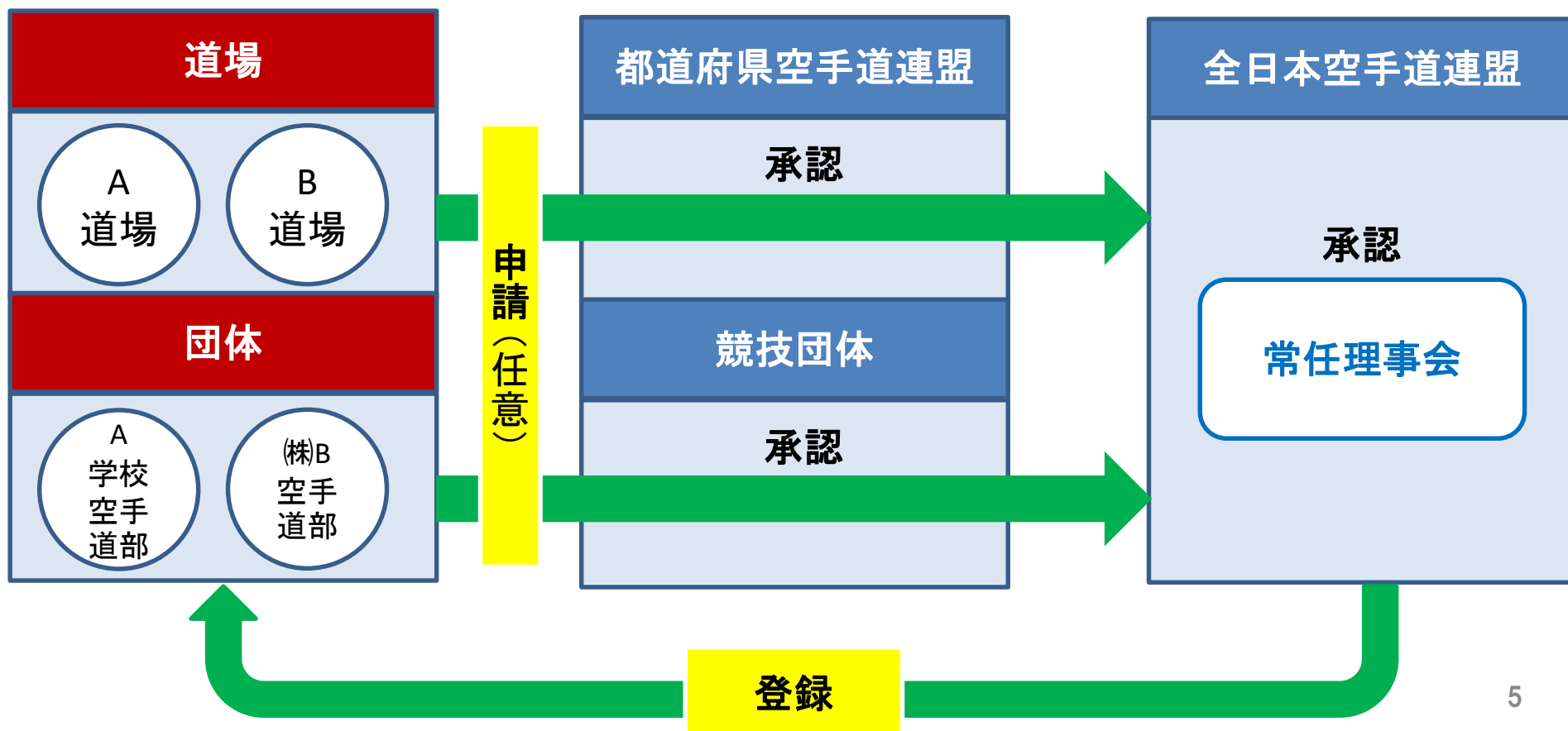
「道場」と「団体」の違いとは

「道場」・・・活動本拠地を管轄する都道府県空手道連盟に所属している団体(例：〇〇道場、〇〇会など)

「団体」・・・活動本拠地を管轄する中空連・高体連・学連及び全実連の競技団体に所属している団体(例：〇〇高校空手道部、株式会社〇〇空手道部など)

登録制度の運用方法とは

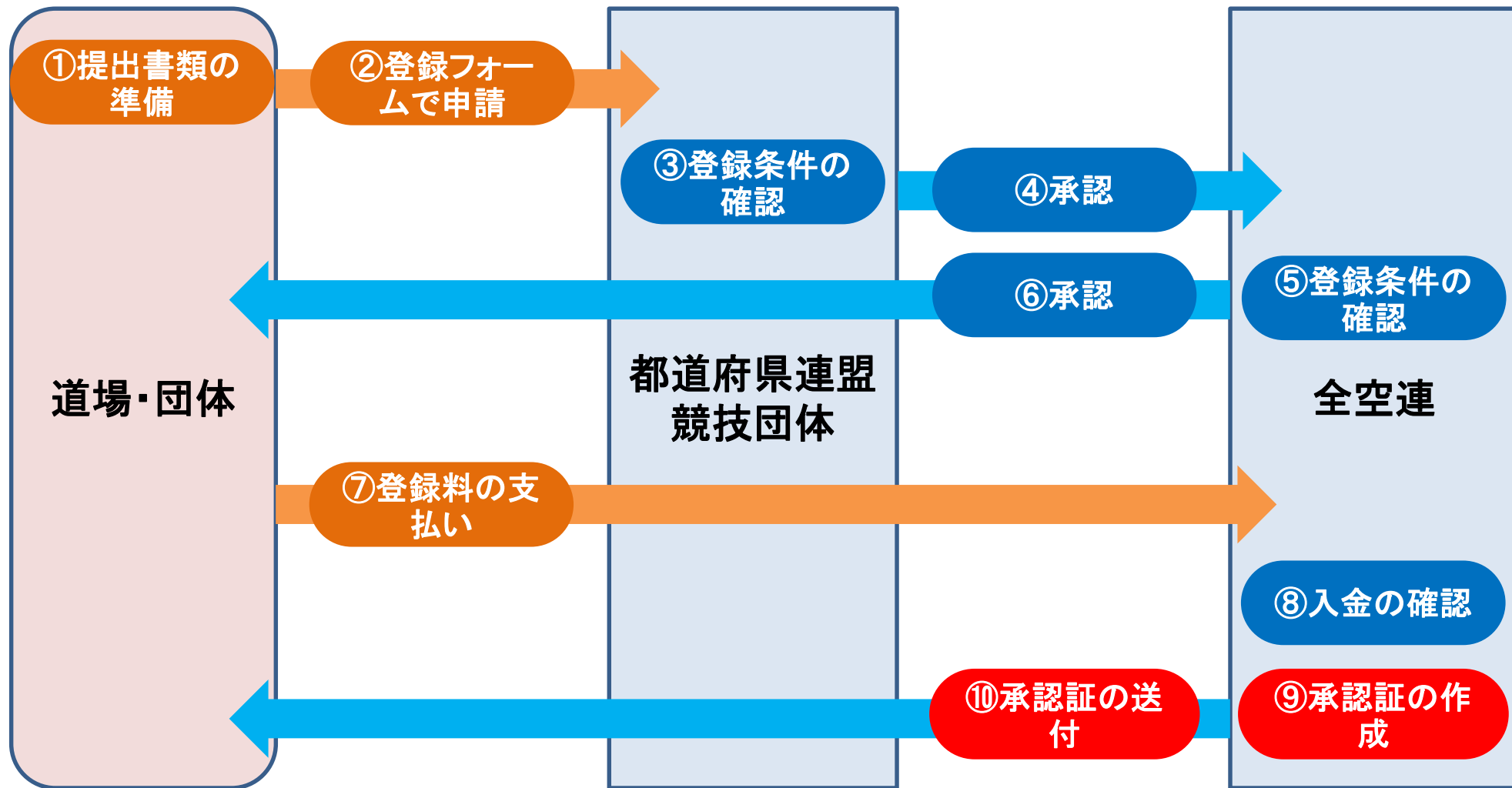
全日本空手道連盟、都道府県空手道連盟、競技団体(中空連、高体連、学連、全実連)、の3者が登録制度という一つの共通理解を基に役割分担をしていきます



登録手続きの手順とは

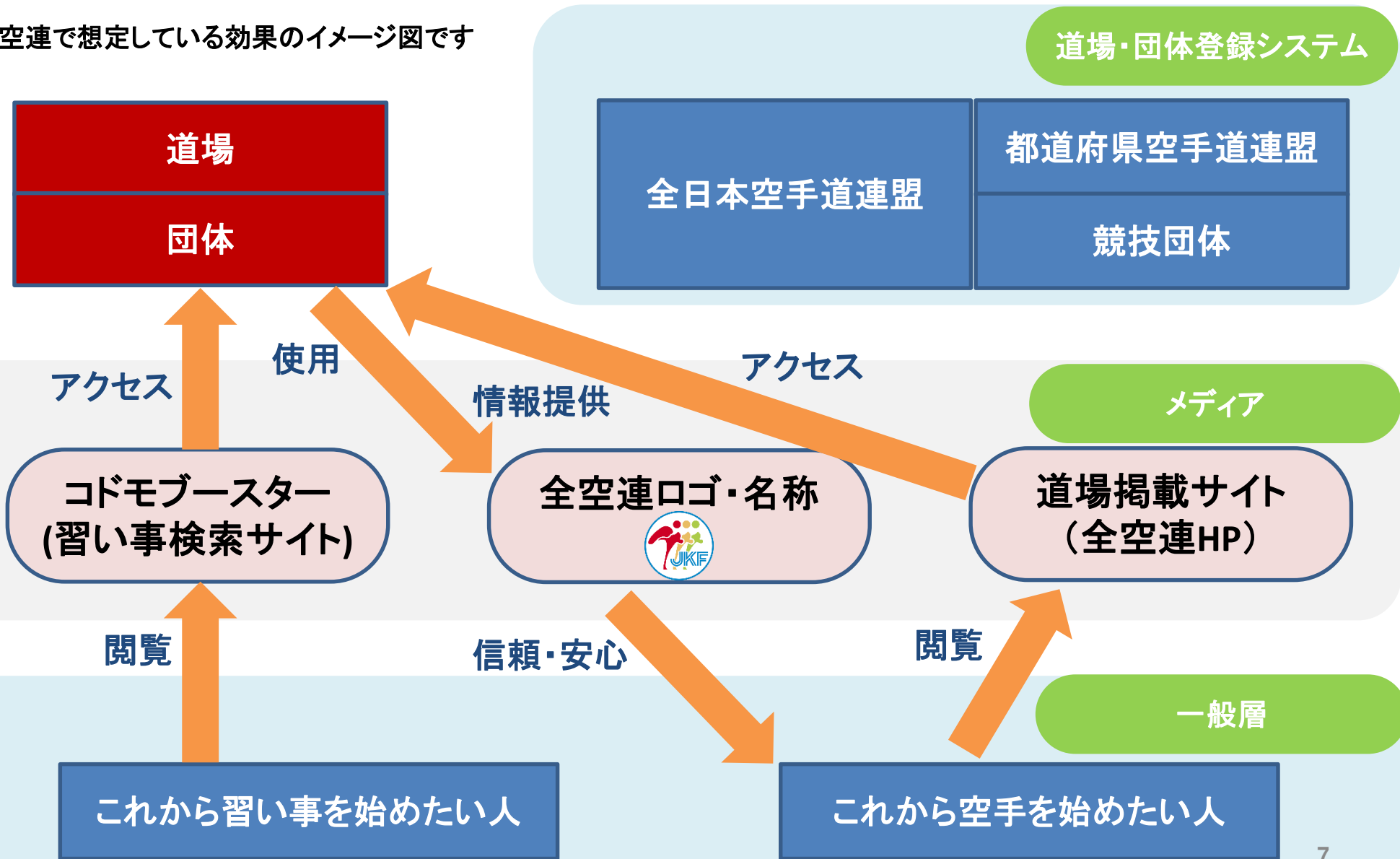
- ・登録有効期間：当該年度の4月1日から1年間
- ・登録の更新：年度ごと

登録手続きは下図の①～⑩の順番で行われます



登録制度がもたらす効果(好循環イメージ図)とは

※全空連で想定している効果のイメージ図です



登録の条件とは

登録条件は下表のとおりです

1. (公財)日本スポーツ協会及び(公財)全日本空手道連盟の趣旨に賛同し、その競技規定に基づき空手道の普及を行う団体である事
2. 活動本拠地を管轄する都道府県空手道連盟に所属しているか、または中空連・高体連・学連及び全日本実業団連盟の競技団体に所属している事
3. 都道府県空手道連盟、中空連・高体連・学連および全日本実業団連盟からの登録申請があることを基本条件とする
4. 原則として設立後3年以上を経過している事
5. 原則として10名以上の全空連会員を有する事
6. 責任者は、(公財)全日本空手道連盟公認3段以上の段位資格を保持している事
7. 責任者は、(公財)日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上の資格を保持している事
8. 申請に関しては、設立証明書、推薦書を要する。(推薦人は、基本的に各都道府県連盟会長、各競技団体会長または部長とする)
9. 但し、常任理事会で特別に承認を受けた団体は、登録条件の制限を受けない、また中空連、高体連、学連、全日本実業団連盟についても登録条件の制限を受けない

今後の予定

7月 2日 書記長事務局長事務連絡会議にて説明

7月14日 都道府県連盟・競技団体向け説明会の実施

7月31日 登録道場・団体募集説明会の開催

8月 1日 登録道場・団体募集開始

8月中旬 登録道場・団体向け説明会の実施

9月 1日 全空連HP・コドモブースターへの掲載開始